

教育委員会定例会事項書

令和7年2月20日(木)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 64号 令和6年度三重県一般会計補正予算(第8号)(教育委員会関係)について

議案第 65号 三重県教育改革推進会議の委員の任免について

5 報 告 題

報告 1 「本よもうねっとプラン(仮称)」-第五次三重県子ども読書活動推進計画-最終案について

報告 2 本年度における人権教育推進の取組について

報告 3 令和7年度三重県職員(航海士)採用選考試験の結果について

6 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和7年1月31日（金）

開会 9時30分

閉会 11時26分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、栗須委員、冨樫委員、安田委員

議事録署名者 冨樫委員

4 採択議案の件名

議案第52号 職員の懲戒処分について

議案第53号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第54号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第55号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（教育委員会関係）

議案第56号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第57号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）

議案第58号 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第59号 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第60号 令和7年度三重県一般会計予算（教育委員会関係）について

議案第61号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係）について

議案第62号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第7号）（教育委員会関係）について

議案第63号 損害賠償の額の決定及び和解について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和6年度三重県優秀選手・指導者表彰について

報告2 令和7年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立学校看護科教員採用選考試験の結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 7

県立高等学校における教員の「全員顧問制」の廃止を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和7年2月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請 7	令和6年9月24日	<p>(件名) 県立高等学校における教員の「全員顧問制」の廃止を求める 請願書</p> <p>(要旨) 三重県立高等学校において、教員全員を部活動顧問に配置する、いわゆる「全員顧問制」の廃止を進めること</p>	<p>みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 鍋矢 善史</p> <p>三重県津市素町7-50</p>	<p>部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われる学習指導要領に位置付けられた活動です。</p> <p>部活動には、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流も含めた生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感や責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義を有することから、教育活動として必要な取組であると考えています。</p> <p>部活動の設置や運営は、学校の判断により実施されるものであるため、校長は部活動を含めた校務の効率的・効果的な実施と業務量の平準化に向けて、負担が偏らない業務分担や部活動における複数顧問の配置等に取り組みつつ、教職員一人ひとりの抱える事情等に配慮しながら顧問を決定しています。なお、校長が顧問を決定するにあたり、県教育委員会から、すべての教職員を部活動の顧問とするような通知や指導はしていません。</p> <p>以上のことから、本請願で求められている県立高等学校における教員の「全員顧問制」の廃止については、不採択といたしたい。</p>

2024年9月24日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

県立高等学校における教員の「全員顧問制」の廃止を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 鍋矢 善史
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県立高等学校において、教員全員を部活動顧問に配置する、いわゆる「全員顧問制」の廃止を進めることを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

三重県立高等学校において、原則的に教員全員がなんらかの部活動顧問に配置されている現状があります。しかし、部活動顧問になることを望まない教員を部活動顧問に充てる行為は、教員が担う現状の業務量を踏まえると、本来適法には行うことができません。「全員顧問制」というものは慣例的に行われてきただけのものであり、強制力はありません。通常、部活動顧問に就任することを望まない教員には部活動顧問をしない自由があります。

部活動問題が社会的な注目を浴びる中、部活動顧問になることは強制ではないということを認めた教育委員会だけでなく、平日・休日ともに部活動を完全地域移行することを発表した教育委員会も現れています。三重県内市町教育委員会の中にも、部活動顧問への就任が強制ではないことを認めたところが複数あります。「全員顧問制」を崩してしまうと、部活動制度が成り立たなくなるのではないかという懸念があるのかもしれませんが、実際に「全員顧問制」を廃止した他の自治体の学校の事例を聞く限り、部活動は運営できているといます。恐れることなく、今こそ県立高等学校全体で、部活動顧問をやりたい教員だけでやるという形に転換していくことが大切であると考えます。

部活動問題が社会問題化する中、部活動を地域移行せずに学校部活動として存続することを発表した自治体において、教員採用試験の合格者が採用予定数よりも大きく下回るという現象が起き、他の自治体よりも教員集めに苦戦している印象を受けます。このように、現状の部活動の体制の維持に固執することは、教員離れを生む危険性をはらんでいます。愛知県教育委員会は「愛知県公立学校働き方改革ロードマップ」(2024年9月)の中で2024~2026年度にかけて「部活動の全員顧問制見直しの検討」を行う旨を示しましたが、希望しない教員は部活動顧問をしなくてもよいと表明する自治体が現れれば、未来の教員はもちろんのこと、現在の過重労働に苦しむ教員たちまでもがそのような自治体に流出することが容易に予想されます。三重県においても部活動の全員顧問制をやめる方向に進めていき、三重県の教員を増やすことで「教育に穴があく」問題をなくしていくことが必要です。

教員の労働条件は子どもたちの教育条件そのものです。教員にゆとりが生まれれば子どもたちに目が行き届きやすくなり、様々な教育上の課題に対応していくことができます。教員はもちろんのこと、子どもたちのためにも、「全員顧問制」をやめる方向に進めていただきたいと思います。

3 部活動改革

教育委員会の取組

学校の取組

番号	取組	2024	2025	2026	削減効果
3-①	部活動指導体制の見直し 小中高特	部活動の全員顧問見直しの検討 生徒の部活動への全員加入見直しの検討	部活動顧問の配置・生徒の部活動全員加入見直しの検討		
3-②	部活動の地域移行・地域連携の推進 中	公立中学校の休日部活動の促進・推進期間における地域移行・地域連携の推進 あいち地域クラブ活動人材バンクを活用した指導者の支援 部活動の精選 地域クラブへの加入促進・展開	地域移行・地域連携の一層の推進		教員が休日の部活動を行わない場合 休日の推進3時間×4週×12か月 ＝ 1,440時間/年
3-③	休日の「ノー部活動デー」の設定 小中高特	休日の「ノー部活動デー」の検討	休日の「ノー部活動デー」の依頼・実施状況の把握 「ノー部活動デー」の普及		土日のどちらかを活動せずに、さらに月1回、休日の部活動を行わなかった場合 1日3時間×12か月 ＝ 360時間/年

教育委員会の取組

学校の取組

番号	取組	2024	2025	2026	削減効果
3-④	部活動指導 ガイドラインの徹底 小田高待	各学校の部活動指導ガイドラインの進捗状況の把握・改善 学校訪問等での状況確認・指導 部活動指導状況の把握・改善			
3-⑤	部活動指導委員の配置 中高	中学校 補助：21市町 県立学校 部活動総会推進員 36人 部活動指導委員の活用	指導実施及び今後の展開を検討		休日に部活動指導員を配置した場合 休日の指導3時間 × 4週 × 12か月 ＝ 144.0時間/年 平日に部活動指導員を配置した場合 平日の指導2時間 × 2日 × 4週 × 12か月 ＝ 192.0時間/年

報告 1

「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計画－
最終案について

「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計画－最終案につ
いて、別紙のとおり報告する。

令和7年2月20日提出

三重県教育委員会事務局
社会教育・文化財保護課長

「本よもうねっとプラン（仮称）」
―第五次三重県子ども読書活動推進計画―最終案について

次期推進計画となる「本よもうねっとプラン（仮称）」（以下「プラン」という。）の中間案について、パブリックコメントや三重県子ども読書活動推進会議における意見をふまえ、別冊1のとおり最終案を取りまとめました。

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間 令和6年12月20日（金）から令和7年1月19日（日）まで

(2) 意見数 15の個人および団体の方から52件の意見をいただきました。

(3) 項目別意見数

項目	意見数
全般	7
KPI（重要業績評価指標）と到達目標	5
第1章 本よもうねっとプランをつくるにあたって	2
第2章 第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組の成果と課題	9
第3章 読書活動を取り巻く現状	3
第4章 プランの基本的な考え方	3
第5章 子どもの読書活動推進のための方策	20
1 発達段階に応じた読書活動の推進	4
2 子どもが読書に親しむ機会の充実	16
(1) 家庭における読書活動の推進	—
(2) 地域における読書活動の推進	4
(3) 学校等における読書活動の推進	11
(4) 企業等における読書活動の推進	1
第6章 プランを総合的に推進するための体制整備	3
合 計	52

(4) 対応状況

対応区分	件数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	19
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	14
③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	19
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	—
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	—
合 計	52

(5) 主な意見

- ・世界的な目標であるSDGsとの関係について記載したほうが、今後の計画としてふさわしい。
- ・公立図書館である県立と市町立のそれぞれに求められる役割が異なるため、館種ごとの役割を明記してほしい。

2 中間案からの主な変更点

中間案から最終案への主な変更点は次のとおりです。なお、中間案と最終案の新旧対照表は別冊2のとおりです。

(1) パブリックコメントをふまえたもの

- ・「第1章 本よもうねっとプランをつくるにあたって」において、SDGsの5つの目標の達成に寄与することを次のとおり追記しました。(別冊1 2頁)

4 SDGsとの関連

社会全体で子どもの読書活動を応援し、いつも本がそばにある読書環境を実現することで、SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。

- ・「第5章 子どもの読書活動推進のための方策」において、地域における読書活動の推進の中の求められる役割に、県立図書館と市町立図書館の役割について次のとおり追記しました。(別冊1 16頁)

(2) 地域における読書活動の推進

①求められる役割

なかでも、県立図書館には市町立図書館などを支援し、広域的な連携体制の中心的な役割が求められ、市町立図書館には住民の身近にあり、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、住民の学習を支援するという役割が求められます。

(2) 三重県子ども読書活動推進会議をふまえたもの

- ・「第4章 プランの基本的な考え方」において、めざす姿に「言葉を学び、創造力を育むとともに」を次のとおり追記しました。(別冊1 11頁)

【めざす姿】

子どもが、読書活動を通じて言葉を学び、創造力を育むとともに、感性や情操を磨き、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

3 今後の予定

令和7年3月10日の教育警察常任委員会を経て、3月24日の教育委員会定例会に議案として提出します。

議決後は、本冊の配付や県ホームページへの掲載により、市町等教育委員会、国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、関係機関等への周知を図ります。

本よもうねっとプラン（仮称）

－第五次三重県子ども読書活動推進計画－

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

《最終案》

令和7年3月

三重県教育委員会

目 次

はじめに

第1章 本よもうねっとプランをつくるにあたって

1	子どもの読書活動の意義	2
2	本よもうねっとプランをつくる目的	2
3	プランの位置づけ	2
4	SDGs との関連	2

第2章 第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組の成果と課題

1	第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組	3
2	第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組の成果	7
3	残された課題	7

第3章 読書活動を取り巻く現状

1	子どもの読書活動を取り巻く環境の変化	8
2	国・県・市町の動向	10

第4章 プランの基本的な考え方

1	基本理念	11
2	めざす姿	11
3	基本方針	11
4	プランの対象	11
5	プランの期間	11

第5章 子どもの読書活動推進のための方策

1	発達段階に応じた読書活動の推進	12
2	子どもが読書に親しむ機会の充実	14
(1)	家庭における読書活動の推進	14
(2)	地域における読書活動の推進	16
(3)	学校等における読書活動の推進	19
(4)	企業等における読書活動の推進	22

第6章 プランを総合的に推進するための体制整備

1	推進体制を整備する目的	24
2	本よもうねっと MIE の拡大	24
3	三重県子ども読書活動推進会議による検証	24
4	読書活動に関する人材の育成	25
5	市町の計画策定に向けた支援	25
6	プランの進行管理	25

はじめに

皆さんは、「読書」にどのようなイメージを持っていますか。

「ストーリー性があって、ページ数の多い重厚な本をじっくりと読み通す」そんなイメージをお持ちの方が多くはないでしょうか。

本よもうねっとプランは、「ストーリー性がある重厚な本」はもちろんのこと、新聞や雑誌、図鑑、写真集、マンガなど多様な出版物を、紙やデジタルなどさまざまな媒体で楽しむことのできる環境をみんなで作っていきこうというものです。そんな環境って何だかワクワクしますよね。

子どものそばにいつも本があり、今よりもっと気軽に「読書」に親しみ、心が躍ってウキウキしたり、時に感動でウルウルしたり、不安になってゾワゾワしたり、いろんな体験ができる、そんな三重県にしたいと思いこのプランをつくりました。

本を読んでみようかなと思うけど、どんな本を読めばよいか迷っている方にお勧めの本を紹介します！

0歳から4歳の皆さんには、「す〜べりだい」

作：鈴木のりたけ 出版社：PHP 研究所



絵を見るだけでもワクワク、聞いてワクワク、子どもが自分で読みたいたいと思う、そんな本です。親子でワイワイ言いながら、いつの間にか、ここは公園？そんな気分が味わえますよ。

5歳から9歳の皆さんには、「ネコになりたかったクモのルイージ」

作：ミシェル・ヌードセン 出版社：岩崎書店



クモがネコに？そんなことってあるのかな？いろいろがんばる毛むくじやらのクモのルイージ。だけどやっぱり、「ありのままのあなたが素晴らしい」という気持ちになれる本です。

10歳から14歳の皆さんには、「坂の上の図書館」

作：池田ゆみる 出版社：さ・え・ら書房



何事にも引っ込み思案の少女が、引っ越した先にあった図書館。はじめて入った図書館で絵本や物語に夢中になり、世界が大きく広がっていきます。少女が友達や司書との関わりの中で成長していく姿が描かれています。

15歳から18歳の皆さんには、「52ヘルツのクジラたち」

作：町田そのこ 出版社：中央公論新社



ほかのクジラには聞こえない声を持つクジラ。そんなクジラのような孤独の中にいる少年や、その少年を助けようとする女性の物語。本当の強さや優しさを感じさせてくれる一冊です。

紹介した本は、ほんの一例です。

他にも地域の図書館や学校図書館、本屋さんには、たくさんの素晴らしい本がありますので、この機会に自分にあった最高の本を探してみたいはいかがでしょうか。

思うような本が見つからない・・・そんな時は、地域の図書館、学校図書館、本屋さんなどの専門家にたずねてみてください。きっとお探しの本が見つかりますよ。

第1章 本よもうねっとプランをつくるにあたって

1 子どもの読書活動の意義

子どもは、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分としての考えを持つことができるようになります。絵本の読み聞かせや児童書などの読書経験を積み重ねていく中で、たくさんの刺激を受け、創造力を育み、感性を磨き、読み解く力を身につけ、判断力を伸ばし、表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

こうした「考えること」「表現すること」の基礎となる読書「読むこと」は、「書くこと」と併せて子どもの成長にとって大切であり、人生をより深く、豊かに生きる力を身につけるための大切な手段の一つです。

2 本よもうねっとプランをつくる目的

第五次三重県子ども読書活動推進計画となる「本よもうねっとプラン」(以下「プラン」という。)は、県のこれまでの取組や読書活動を取り巻く現状などをふまえ、子どもの読書機会を確保するとともに、家庭・地域・学校・企業など、皆さんと協力し、社会全体で全ての子どものそばにいつも本がある環境をつくることをめざすものです。

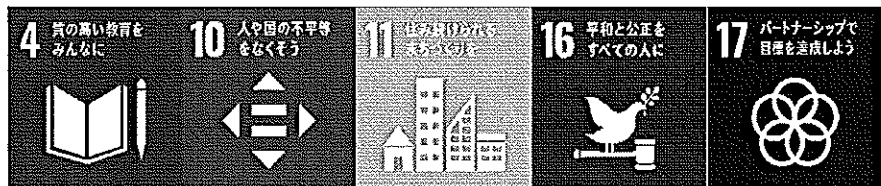
県民の皆さんには、このプランの示す考えについての理解と協力をお願いするとともに、子どもの読書活動を進めるためのさまざまな取組に対し積極的な参加を期待します。

3 プランの位置づけ

このプランは、国の法律(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項)の規定に基づく都道府県の計画です。

4 SDGsとの関連

社会全体で子どもの読書活動を応援し、いつも本がそばにある読書環境を実現することで、SDGs



目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。

第2章 第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組の成果と課題

1 第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組

令和2年度から6年度までを計画期間とする第四次三重県子ども読書活動推進計画（以下「第四次計画」という。）では、家庭・地域・学校などによる役割を明確にしながら、それぞれの主体における今後の方策を示し取組を進めてきました。

(1) 家庭への支援の取組

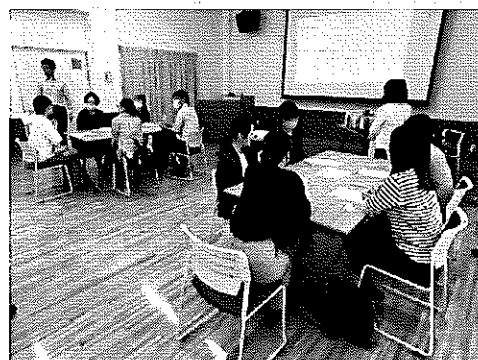
① 主な取組

○小学校へ入学する児童やその保護者を対象として、読書ボランティア¹によるおはなし会を行うとともに、家族でコミュニケーションを図りながら、本に親しむ家読（うちどく）²について啓発しました。

○市町等教育委員会や福祉部局と連携し、「みえの親スマイルワーク³」を開催するなかで、「生活習慣・読書習慣チェックシート」を使用しながら、読書の大切さを学ぶ機会を提供しました。

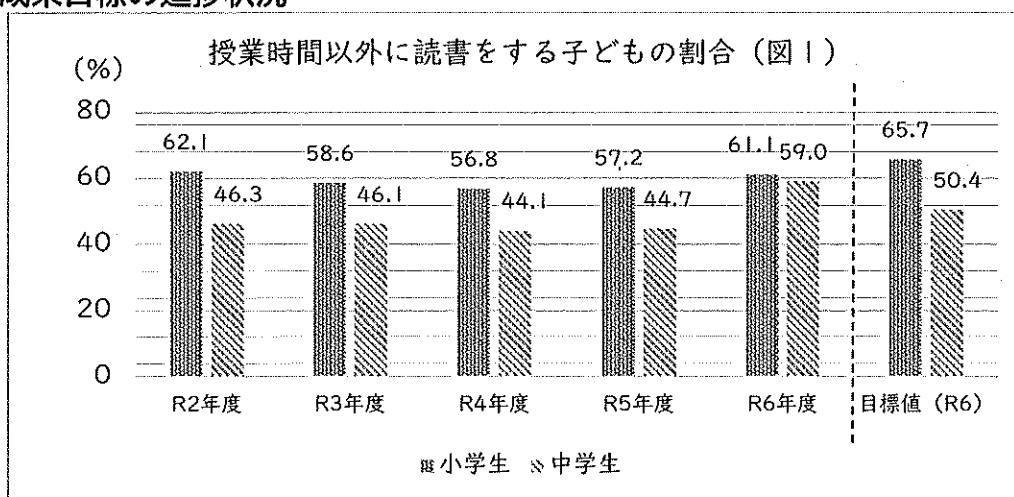


読書ボランティアによるおはなし会



みえの親スマイルワーク

② 成果目標の進捗状況



令和6年度は、小学生、中学生とも改善の方向に向かっています。特に中学生は目標値に到達しています。（令和5年度までは全数調査）

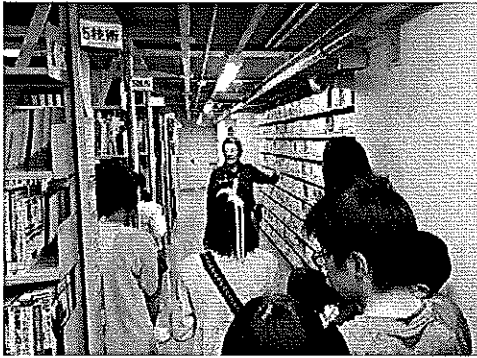
典拠：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）※令和2年度は未実施、令和6年度は調査項目廃止
 「学習や生活についてのアンケート」令和2年度（三重県教育委員会）
 「三重県教育ビジョンアンケート」令和6年度（三重県教育委員会）

- 1 子どもに本の楽しさを伝えたいと願って、読み聞かせやおはなし会など、子どもと本を結ぶさまざまな環境づくりをしている人
- 2 家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組
- 3 保護者を対象に、子育てに係るテーマについて話し合い、交流する中でつながりを促し、子育ての不安感などの軽減を図る参加型のプログラム

(2) 地域における取組

① 主な取組

- ボランティアが、県立図書館の担当者をサポートする形で、社会見学や子どもを対象とした図書館探検隊を実施しました。
- 地元企業、書店商業組合、大学、県立図書館、学校図書館協議会などと連携して、書評合戦である「中学生・高校生ビブリオバトル三重県大会」を開催しました。

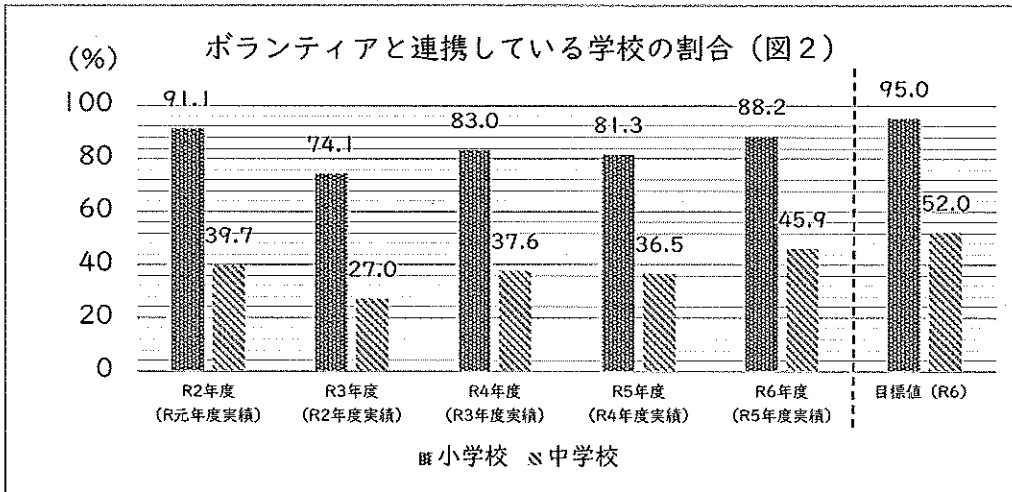


県立図書館の図書館探検隊



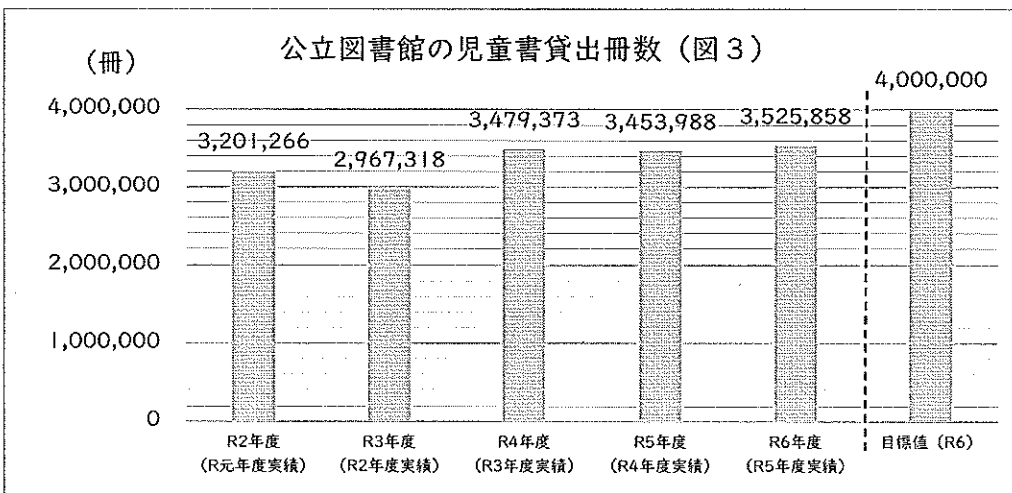
ビブリオバトル三重県大会

② 成果目標の進捗状況



令和6年度(5年度実績)の状況は、小学校では、約90%が連携しているが、中学校では、50%を下回っています。

典拠：「三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況に関する調査」令和2、4～6年度（三重県教育委員会）
「学校図書館の現状に関する調査」令和3年度（文部科学省）



令和6年度(5年度実績)の状況は、コロナ禍前の令和2年度(元年度実績)の状況を上回るまで、回復しています。

典拠：「市町の社会教育関連施設等状況調査」（三重県教育委員会）

(3) 学校等における取組

① 主な取組

- 県立学校のモデル校で、地域や家庭、生徒などの意見をふまえて策定した計画に基づき、ソファや黑板本棚⁴の設置など、学校図書館のリニューアルを実施しました。
- 視覚的に理解しやすい大型絵本や触覚によって読み取る点字資料などの図書資料の整備や、書画カメラ⁵及び拡大読書器⁶などを活用した読書活動に取り組みました。

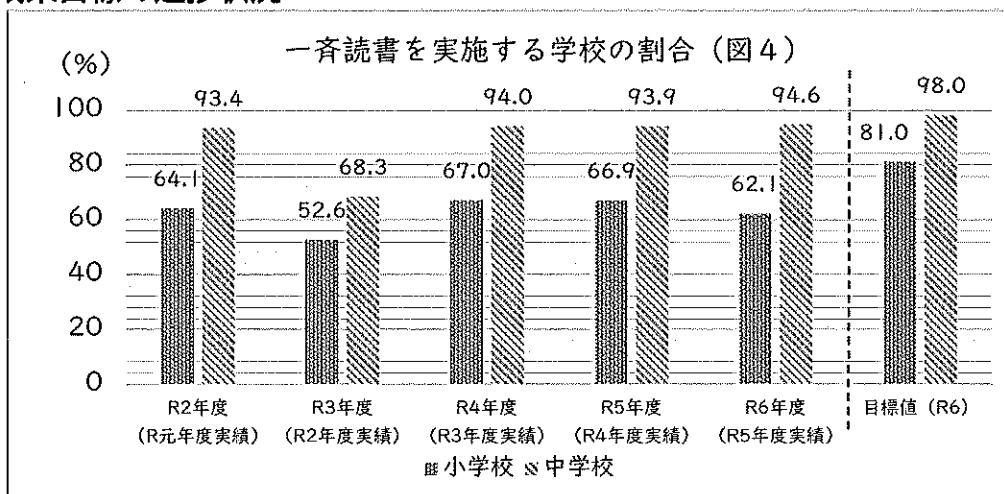


メッセージが書ける黑板本棚



点字絵本コーナー

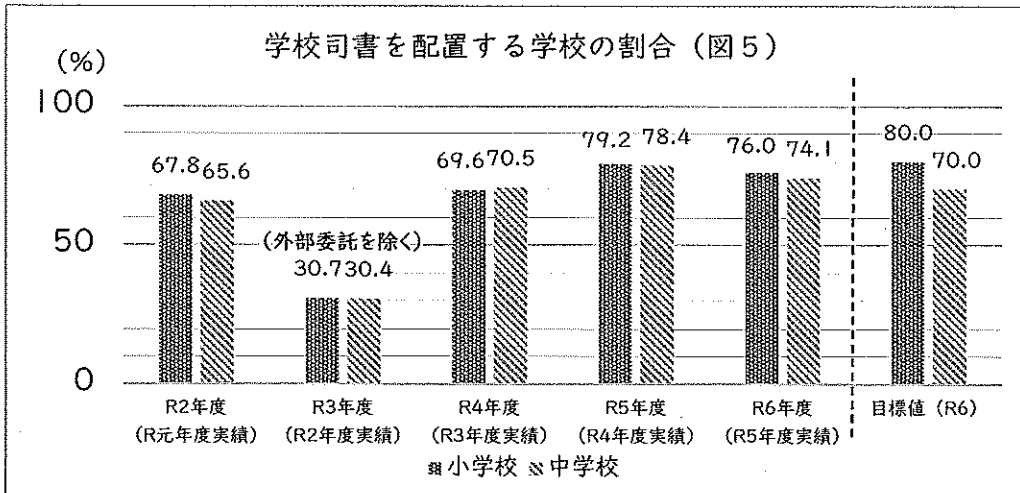
② 成果目標の進捗状況



令和2年度からこれまで、中学校では、朝の一斉読書など、90%を超す学校で実施されている一方で、小学校では、60%台で推移しています。

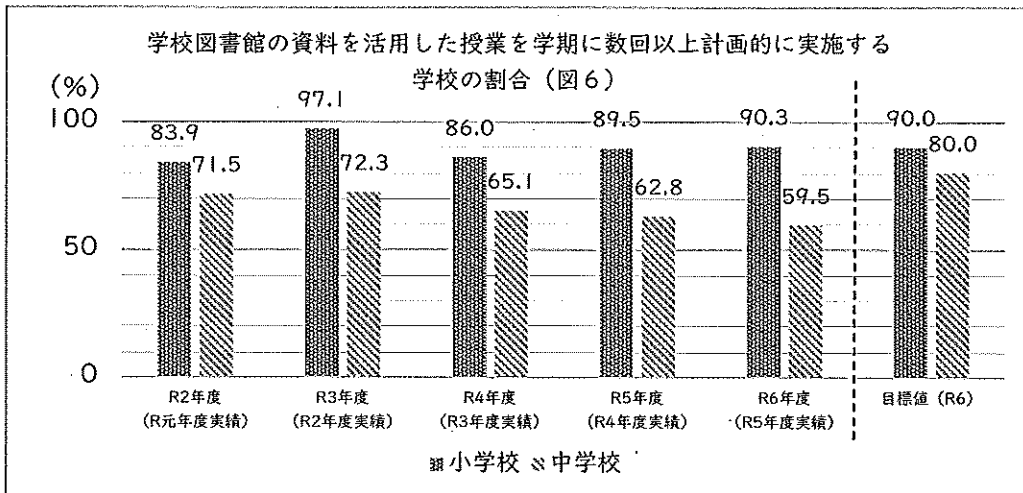
典拠：「三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況に関する調査」令和2、4～6年度（三重県教育委員会）
 「学校図書館の現状に関する調査」令和3年度（文部科学省）

4 書評やメッセージが書けるよう側面が黑板になっている本棚
 5 資料などをビデオカメラで撮影し、スクリーンやモニターに写し、会議など多人数が集まる場で見ることが出来る装置
 6 弱視者、高齢者用に本や雑誌など印刷資料を拡大してモニター画面に映写する装置



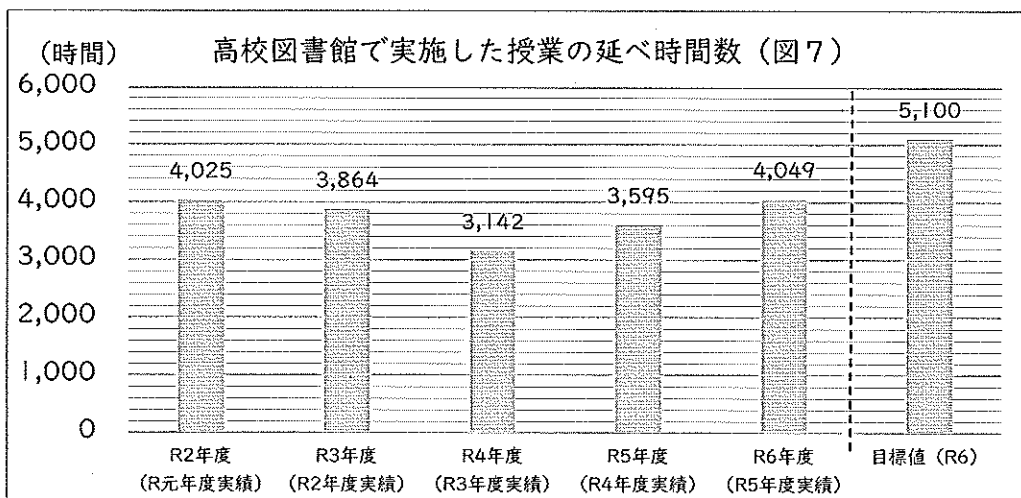
令和3年度以外は、外部委託を含む数値となっています。

典拠：「三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況に関する調査」令和2、4、5年度（三重県教育委員会）
「学校図書館の現状に関する調査」令和3年度（文部科学省）
「公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」令和6年度（文部科学省）



令和6年度(5年度実績)で、小学校においては、目標を達成していますが、中学校においては、目標値を大きく下回っています。

典拠：「三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況に関する調査」令和2、4～6年度（三重県教育委員会）
「学校図書館の現状に関する調査」令和3年度（文部科学省）



令和4年度実績以降、上昇傾向に転じていますが、目標値を大きく下回っています。

典拠：「学校図書館白書」（三重県学校図書館協議会司書部）

2 第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組の成果

第四次計画の期間中、コロナ禍の影響があり、取組が停滞を余儀なくされる時期がありました。

そのような時期を乗り越え、授業時間以外に読書をする児童生徒の割合は改善の方向に向かい、県内公立図書館の児童書貸出冊数は増加傾向にあります。

読書ボランティアのリストをホームページに掲載したり、家読の啓発として読書ボランティアによるおはなし会を小学校で実施したりすることで、ボランティアと連携している学校の割合が増加しています。(P 4 図 2 参照)

一斉読書の実施状況を含む読書活動に関するアンケートを実施し、その効果などをフィードバックすることで、コロナ禍前の水準まで回復させることができました。(P 5 図 4 参照)

同様に、学校司書を配置する小・中学校の割合※(外部委託含む)、高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数についても、コロナ禍前の水準まで回復させることができました。

目標値に達することができたのは、中学校の授業時間以外に読書をする生徒の割合と学校司書の配置(外部委託含む)、小学校の学校図書館の資料を活用した授業実施の3項目にとどまりますが、他の項目も上昇傾向にあり、家庭・地域・学校などにおいて、子どもが本に親しむ機会が増加しました。

※外部委託を除く常勤または非常勤の学校司書を配置する小・中学校の割合は、「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」(令和6年度公表)によると、「小学校・義務教育学校(前期)」では、32.2%(全国44位)、「中学校・義務教育学校(後期)・中等教育学校(前期)」では、31.1%(全国43位)という状況である。(P 6 図 5 参照)

3 残された課題

授業時間以外に1日あたり10分以上読書をする児童生徒の割合は依然として低く、また、不読率⁷が高いことから、多様な子どもの読書機会の確保や、デジタル社会・バリアフリーに対応することで、子どもが自発的に本に親しむことができるよう、家庭・地域・学校などにおいて、子どもが手を伸ばせば、そこに紙の本や電子書籍がある環境づくりを推進していく必要があります。

そして、多様な子どもの発達段階に応じた読書活動を、これまで読書活動の推進に携わってきた家庭・地域・学校などはもとより、書店・出版社・マスメディア・企業・大学・病院などを含めた社会全体で、切れ目なく支援・応援していくための体制づくりをさらに推進していく必要があります。

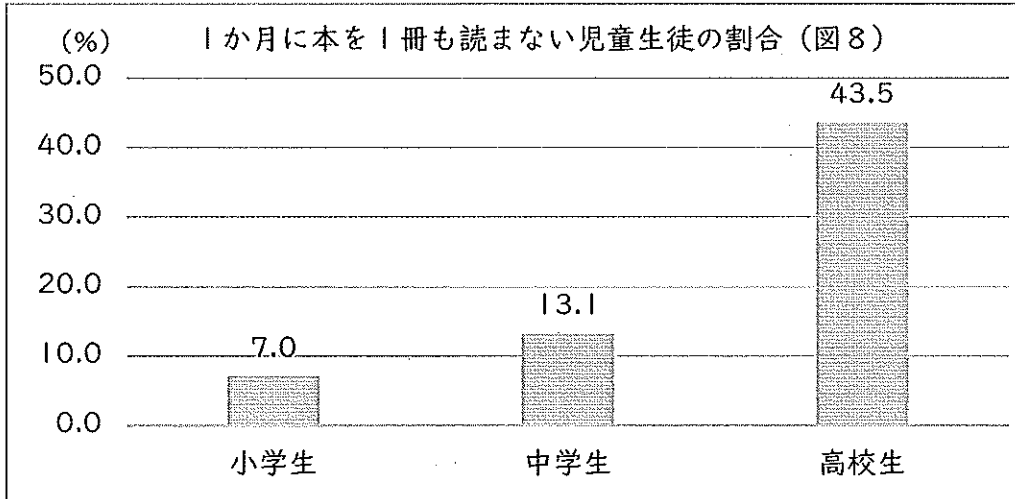
7 1か月の間に1冊も本を読まなかった子どもの割合

第3章 読書活動を取り巻く現状

1 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化

全国的な子どもの不読率の状況やデジタル化の進展、読書活動に関する法令などの制定など、子どもの読書活動を取り巻く環境を含む、社会全体が大きく転換しています。

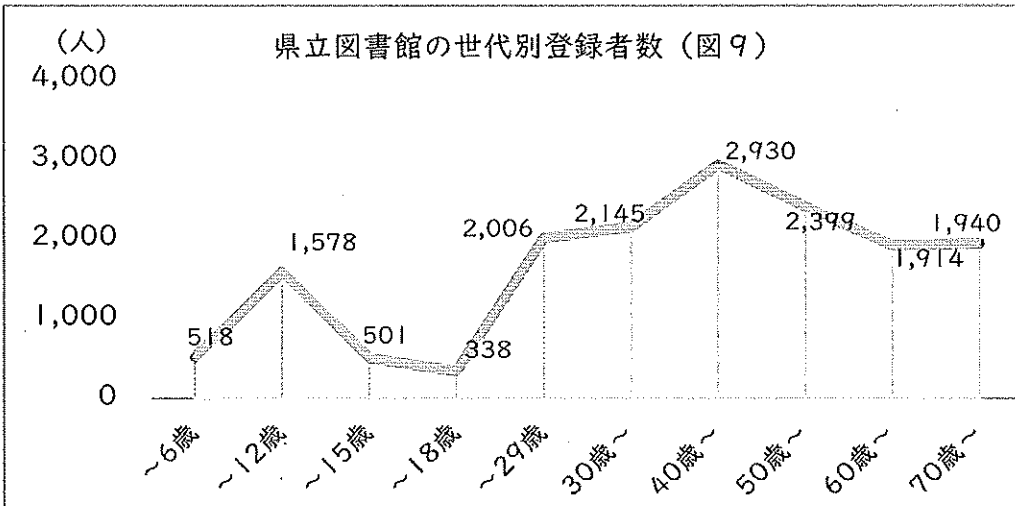
(1) 子どもの不読率の状況



1か月に本を1冊も読まない児童生徒の割合は、年齢が上がるにつれて上昇しており、特に高校生は43.5%と高い割合になっています。

典拠：「第68回学校読書調査」令和5年（全国学校図書館協議会）
 全国の小学生（4～6年生）・中学生（1～3年生）・高校生（1～3年生）の抽出調査
 小学生：3,447人 中学生：3,317人 高校生：4,048人

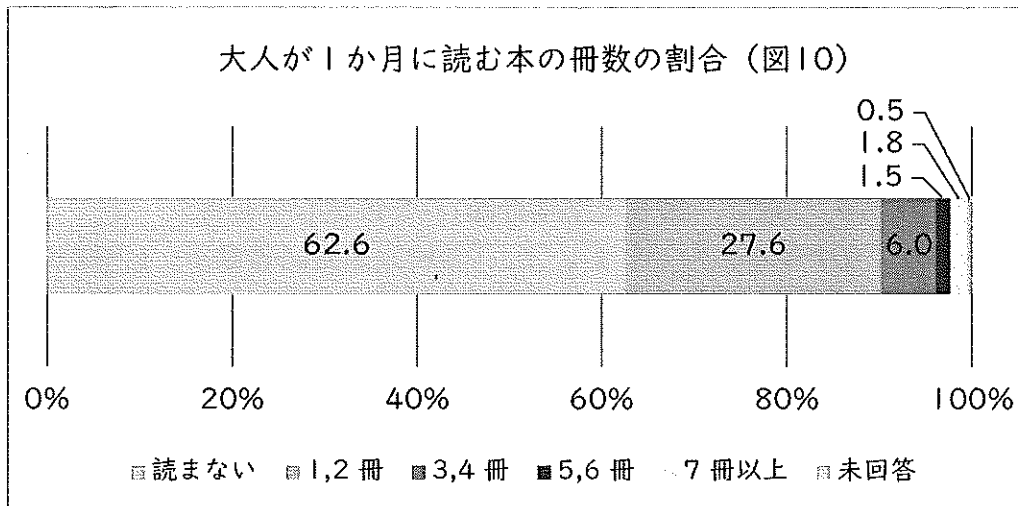
(2) 三重県立図書館の登録状況



13歳～15歳から登録が減少し始め、16歳～18歳の登録が最小となっており、中学生・高校生の登録が少ない状況です。

典拠：「図書館概要」令和6年度（三重県立図書館）

(3) 大人の読書活動の状況



典拠：「国語に関する世論調査」令和5年度（文化庁）



令和5年度の文化庁調査では、1か月に1冊も本を読まないと回答した人が62.6%と、同じ調査項目が設けられた平成20年度以降では最も多くなっています。

(4) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な人の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

(5) 教育におけるデジタル化の進展

令和元年に、令和時代のスタンダードな学校像として、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド⁸活用推進、ICT⁹機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底などを進めることで、多様な子どもを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的とした「GIGAスクール構想¹⁰」が打ち出されました。

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、デジタル社会の形成に向けた取組が進められています。

令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」をめざすことが掲げられました。

8 「クラウドコンピューティング」を略した呼び方で、データなどのコンピュータ資源をネットワーク経由で利用する仕組み

9 コンピュータやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方

10 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することをめざした文部科学省の施策

さらに、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとつづくり、地域づくりを行う取組を促進することなどが示されました。

(6) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「第6次整備計画」）を策定しました。

同計画は、全ての公立小中学校などにおいて、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしました。

2 国・県・市町の動向

(1) 国及び県の動向

子どもの読書活動をめぐる国及び本県の主な動向は、次のとおりです。

年月	国・県	内容
平成13年12月	国	子どもの読書活動の推進に関する法律の公布・施行
平成14年8月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定
平成16年3月	県	三重県子ども読書活動推進計画の策定
平成17年7月	国	文字・活字文化振興法の公布・施行
平成18年12月	国	教育基本法の改正
平成19年6月	国	学校教育法の改正
平成20年3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の策定
平成20年6月	国	図書館法の改正
平成21年11月	県	第二次三重県子ども読書活動推進計画の策定
平成22年	国	国民読書年の取組
平成25年5月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）の策定
平成26年6月	国	学校図書館法の改正
平成27年4月	県	第三次三重県子ども読書活動推進計画の策定
平成30年4月	国	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次） ¹¹ の策定
令和元年6月	国	読書バリアフリー法の公布・施行
令和元年6月	国	学校教育の情報化の推進に関する法律の施行
令和元年12月	国	GIGAスクール構想の表明
令和2年3月	県	第四次三重県子ども読書活動推進計画の策定
令和4年1月	国	第6次学校図書館図書整備等5か年計画の策定
令和5年3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）の策定
令和5年4月	国	こども基本法の施行

(2) 市町の動向

令和6年8月末現在、全ての市町（29市町）において、子どもの読書活動の推進について、計画の策定又は市町の上位計画への位置づけがされています。

11 第四次計画のみ「子供」と表記

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

第2章及び第3章で示した「第四次計画における取組の成果と課題」や「読書活動を取り巻く現状」をふまえ、三重県の子どもが、人生をより深く、豊かに生きる力を身につけるため、自主的な読書活動を推進するにあたり、このプランでは、次のように基本理念を掲げます。

【基本理念】

読書は壮大な冒険のはじまりです。いつも本がそばにある読書環境を整え、子どもの新たな冒険の旅を社会全体で応援します。

2 めざす姿

基本理念のもと、将来の展望としてこのプランでは、次のようにめざす姿を定めます。

【めざす姿】

子どもが、読書活動を通じて言葉を学び、創造力を育むとともに、感性や情操を磨き、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

3 基本方針

基本理念のもと、めざす姿を実現するために、次の二つを基本方針として取り組みます。

【基本方針1】多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり

子どもが主体的に本に親しみ、読書を身近に感じるができるよう、「子どもの視点に立った読書環境の整備」や「デジタル社会の進展に伴うDX化¹²」などを継続的に促進することで、多様な子どもの読書機会を確保します。

【基本方針2】社会全体で子どもの読書活動を応援する体制づくり

これまでの読書に関する活動や取組を充実させ、読書のすばらしさを感じてもらえるよう、子どもと本をつなぐ役割を担う多様な主体が協働するネットワークを拡大することで、より一層子どもの読書活動を応援する体制づくりを進めます。

4 プランの対象

このプランの対象である「子ども」とは、おおむね0歳から18歳までとします。

5 プランの期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

12 デジタル技術を活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしや仕事をより良いものにする

第5章 子どもの読書活動推進のための方策

1 発達段階に応じた読書活動の推進

子どもの発達是多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動を推進する必要があります。

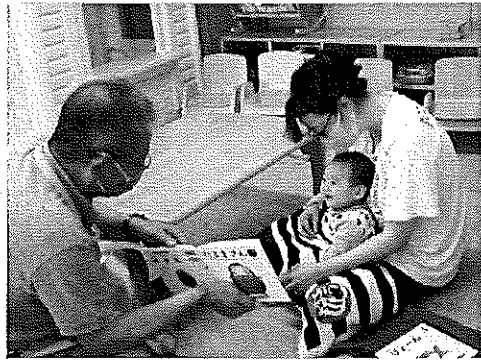
読書に関する子どもの発達段階ごとの特徴として、例えば、国の「子供の読書活動推進に関する有識者会議（平成30年3月論点まとめ）」では、次のような傾向があると指摘されています。

発達段階	子どもの傾向
就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期 （おおむね6歳頃まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
小学生の時期 （おおむね6歳から12歳まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
中学生の時期 （おおむね12歳から15歳まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
高校生の時期 （おおむね15歳から18歳まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

典拠：「子供の読書活動推進に関する有識者会議（平成30年3月論点まとめ）」（文部科学省）

(1) 就学前の時期における主な取組

- 家読（うちどく）や、地域でのおはなし会に参加するなど、読書を楽しむきっかけづくりを促進します。
- 幼稚園、保育所、認定こども園における子どもの興味、関心、発達に応じた図書コーナーの設置を促します。
- 公立図書館などにおける、おはなし会や絵本の展示会の定期的な開催を支援します。
- 市町における乳幼児健康診断の機会をとらえ、読み聞かせの体験とともに、絵本を届けるブックスタートについて連携して進めます。



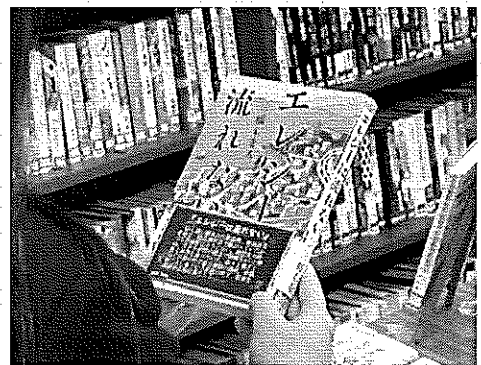
いなべ市のブックスタート

(2) 小学生の時期における主な取組

- 公立図書館や児童館における保護者に向けた児童書などに関するレファレンス¹³や、情報提供の広報活動について支援します。
- 読書への意欲が高まるようなさまざまな事例について、小学校への情報提供や、読書への興味関心を育むため、一斉読書などの時間づくりを促進します。

(3) 中学生の時期における主な取組

- 公立図書館や書店における青年向けの本の充実や、ポップやコメントを工夫し、読みたいと思える本と出会い、親しむきっかけづくりを促進します。
- 「読む・調べる」といった習慣を確立するため、学校図書館の計画的な利活用の重要性について、中学校へ周知・啓発します。



表紙に付けた司書のコメント

(4) 高校生の時期における主な取組

- 塾や部活動のスキマ時間に社会とのつながりを知るきっかけとして、デジタル版を含む新聞などの情報に触れることができる環境づくりを促進します。
- 学校図書館の活性化を図るとともに、学校図書館を活用した探究的な学び¹⁴や授業づくりを促進します。



新聞を活用した学校図書館の取組

13 図書館などで、調べものの援助をする業務であり、調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む

14 生徒が自らの疑問や関心に基づいて、自ら課題を見つけ、具体的な問題について情報を収集し、その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたりしながら問題の解決に取り組み、さらなる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく一連の学びのこと

2 子どもが読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭における読書活動の推進

①求められる役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に大きな影響を与える大人として、読書活動への理解や家庭での読書環境の整備など、積極的な役割を果たしていくことが求められます。

②家庭における読書活動を推進する取組

授業時間以外に1日あたり10分以上読書をする児童生徒の割合は、全国平均と比べると低い状況が続いていることから、子どもが手を伸ばせば、そこに本がある状況をつくり、子どもが自発的に本に親しむことができる環境づくりを促進します。

■家庭での読書環境の整備

○家族が集まる部屋に読書スペースを設けたり、同じ本を通じて、感じたことや考えたことを述べあったりする家読（うちどく）など、家族みんなでコミュニケーションを深めながら、子どもが読書に興味や関心を示すような読書環境の整備の必要性を啓発します。



家読(うちどく)を楽しむ親子

■読書活動への理解の促進

○新入学児童保護者説明会や学校体験会などの機会にあわせ、読書ボランティアによるおはなし会を開催し、子どもには本の楽しさを、保護者には読書の重要性についての理解と読書への関心を深めるための取組を促進します。

○県の取組である「みえの親スマイルワーク」のほか、乳幼児を持つ保護者を対象として市町や関係機関が開催する子育て支援の講座などで、読書の重要性についての理解と読書への関心を深めるための取組を促進します。



新入学児童と保護者のおはなし会

■図書館や読書ボランティアによるおはなし会への参加促進

○子どもと保護者が本に親しむ機会を増やせるよう、定期的に読書の時間を設けるため図書館に出向いたり、読みたい本を探しに書店に出かけたり、読書ボランティアによるおはなし会に参加したりすることの楽しさや面白さについて周知・啓発します。

■保護者自身の読書時間の確保

○子どもに本を好きになってもらうため、無理に読ませるのではなく、普段から保護者自身が本に親しむ時間を確保し、その姿を子どもに見せることで、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけます。

③ KPI¹⁵ (重要業績評価指標) と到達目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	めざす成果
授業時間以外に読書をする子どもの割合	小学生 61.1% 中学生 59.0%	小学生 65.0% 中学生 65.0%	家庭における読書習慣の形成
【目標値の設定理由】三重県教育ビジョンの目標値(令和7~9年度)をふまえ、その伸び率(小学生 0.7ポイント、中学生 1.2ポイント)を採用することで小学生、中学生とも 65.0%と設定しました。			

・「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合(三重県教育委員会調べ)

15 県がめざす姿の達成に向けた進捗を適切に評価し、県民の皆さんが把握することができる定量的又は定性的な指標

(2) 地域における読書活動の推進

①求められる役割

子どもが、家庭や学校以外でさまざまな体験が可能な場として、子どもと本が出会う機会を創出することで、豊かな心を育みます。

公立図書館や児童館、公民館、子ども食堂などには、地域の子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティアへの支援など、積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められます。

なかでも、県立図書館には市町立図書館などを支援し、広域的な連携体制の中心的な役割が求められ、市町立図書館には住民の身近にあり、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、住民の学習を支援するという役割が求められます。

読書ボランティアや地域の住民による、おはなし会などの活動が果たす役割も重要であるため、地域の子どもの読書活動推進の拠点との連携が求められます。

②地域における読書活動を推進する取組

公立図書館や児童館、公民館、子ども食堂、読書ボランティアなどの関係者や団体がそれぞれの役割に応じて独自の取組を展開するとともに、お互いが連携・協力することで、地域の子どもの読書活動と読書環境の整備を促進します。

■公立図書館における主な取組

○読書ボランティアや地域の住民がおはなし会を開催し、関連する図書の展示を行うなど、子どもが読書に対する興味・関心を示す取組を促進します。

○外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本の収集を図るとともに、外国語を母語とする保護者に向け、外国語による利用案内などの作成を促進します。



県立図書館でのおはなし会



外国語の絵本展示コーナー

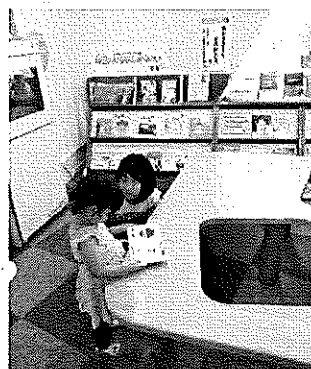
○多様な主体と連携して、書評合戦（ビブリオバトル）を開催することで、本の魅力を知ってもらい読書のきっかけづくりを促進します。

○活字による読書が困難な子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、大活字本・LLブックのようなアクセシブルな書籍¹⁶などの充実を促進します。

16 録音図書、点字図書、LLブック、大活字本、さわる絵本、布絵本など、視覚障がい者などが利用しやすい書籍

■児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室における主な取組

- 児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の図書室が、気軽に活用でき、身近にある読書施設であることを県のSNSなどで情報発信することにより、地域の子どもや保護者に周知します。
- 児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室と読書ボランティアが連携して、おはなし会などを開催することで、地域の子どもの読書活動を促進します。



みえこどもの城の図書室

■公民館や市民センターにおける主な取組

- 公民館と子ども学科などを有する高等教育機関の連携による「まな便¹⁷」の取組として、地域の子どもを対象としたおはなし会の開催を促進します。
- 公民館や市民センターで開催される子育てサロンなど、幼少期の保護者を対象にした講座にあわせ、おはなし会などを実施するとともに、子どもの読書活動の重要性について周知・啓発します。



公民館でのおはなし会

■子ども食堂における主な取組

- 子どもへの食事支援はもとより、居場所としての意義も大きいことから、子どもが本に親しむ機会を確保するとともに、居場所としての機能を高めるよう、企業からのブックドライブ¹⁸の相手先としてコーディネートすることで、読書に親しむ環境の整備を促進します。



子ども食堂での読書のようす

■読書ボランティアとの連携

- 読書ボランティアが円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換など、連携の強化を図ることで、その活動の充実を促進します。
- 小学生などを対象とした社会見学における図書館案内をボランティアが担うなど、公立図書館が主催する取組への参画を促進します。

17 大学生などが高等教育機関での学びや経験を活かし、社会教育及び生涯学習などの学びの場を提供するプログラム

18 読み終えた本を寄付し、新たな読み手に届ける取組

③ K P I (重要業績評価指標) と到達目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	めざす成果
公立図書館の児童書 貸出冊数	3,525,858 冊	4,455,000 冊	地域と家庭や学校等との連携による読書活動の充実
【目標値の設定理由】過去3年間で約558,000冊伸びていることを踏まえ、年間で186,000冊増加させ、4,455,000冊と設定しました。(電子書籍を含む)			
ボランティアと 連携した学校の割合	小学校 88.2% 中学校 45.9%	小学校 100% 中学校 66.9%	
【目標値の設定理由】令和3年度から令和5年度までの実績の平均伸び率(小学生2.6ポイント、中学生4.2ポイント)を採用することで、小学生100.0%、中学生66.9%と設定しました。			

- ・公立図書館及び公民館、市民センターにおける児童書の貸出冊数(三重県教育委員会調べ)
- ・読書ボランティアと連携しておはなし会などを実施した公立小中学校の割合(三重県教育委員会調べ)

(3) 学校等における読書活動の推進

①求められる役割

全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、読書ボランティアなどの地域の人材と連携するとともに、学校図書館や公立図書館を計画的、継続的に活用することが求められます。

子どもが生涯にわたる読書習慣を形成し、主体的、意欲的な読書活動や学習活動を子どもの発達段階に応じて充実させ、読書の楽しみや意義について理解を深めるうえで大きな役割を果たすことが求められます。

特に司書教諭と学校司書は、互いに連携して学校図書館の利活用の計画を立案するとともに、他の教員への学校図書館を活用した授業の助言や支援が求められます。

②学校等における読書活動を推進する取組

学校等では、子どもの発達段階に応じたさまざまな活動の場面において、子どもが本と出会い、親しむことができるよう、子どもの読書への関心を高めるとともに、学校種間の連携による切れ目のない取組や学校図書館の活性化を促進します。

子どもの視点に立った読書環境の整備やデジタル社会の進展に伴うDX化を継続的に促進することで、多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえた読書の機会を確保します。

■小学校・中学校・高等学校における主な取組

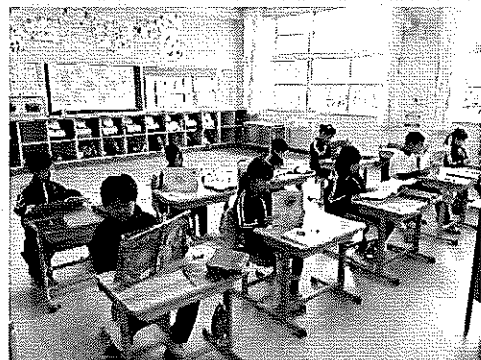
○子どもが落ち着いて授業に入ることができ、本を読む習慣のない子どもが読書に親しむきっかけとなるよう、授業開始前に全ての子どもが一斉に取り組む「朝の読書」¹⁹などの更なる促進を図ります。

○学年が上がるにつれて、勉強や部活動などで多忙となるため、不読率が増加する傾向にあることから、中学校や高等学校においても一斉読書の時間を設けたり、学校図書館を居心地の良い場所にリニューアルしたりする取組を促進します。

○学校図書館の館長である学校長は、学校司書²⁰や司書教諭²¹が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるような校内の体制を整備し、教員との連携を図ることで学校図書館の有効活用を促進します。

○児童生徒がいつでもどこでも読書をしたり、調べ学習を行ったりすることができるよう、公立図書館と学校が連携したDX化による環境づくりを促進します。

○子どもが読書に親しむきっかけづくりとして、学校図書館が主体となって、本の読み方や楽しみ方の講座や、読書に関するイベントの実施を促進します。



学校での一斉読書

19 毎朝始業前10分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書活動

20 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員

21 学校図書館司書教諭講習規程による科目(5科目10単位)を履修した教員で、任命権者によって司書教諭として発令を受けた教員のこと

■特別支援学校における主な取組

- 電子書籍やデイジー図書²²などのアクセシブルな書籍の整備とともに、点訳ボランティアや音訳ボランティアなどと連携し、読書バリアフリーの環境整備を促進します。
- 「学校図書館における読書バリアフリーコンソーシアム²³」を活用するとともに、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進事例などについての情報を提供します。
- 学校図書館の館長である学校長は、学校司書や司書教諭が連携し、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援できる体制づくりを進めます。
- 学校図書館を保護者へ開放し、家庭において児童生徒が保護者と一緒に読書に親しむきっかけづくりを促進します。



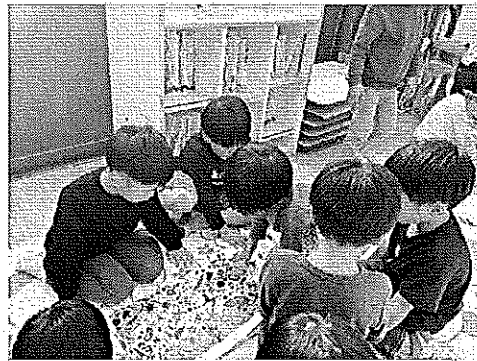
デイジー図書の本棚

■幼稚園・保育所・認定こども園における主な取組

- 未就学児を対象とした子育て支援活動の中で、読書の大切さや意義について周知・啓発を行うとともに、家族でコミュニケーションを図りながら、本に親しむ家読(うちどく)について啓発します。
- 異年齢交流の一環として、小学校・中学校・高等学校の児童生徒が、園児などにはなし会を実施する機会づくりの促進を図ります。
- 園児などが、自ら進んで本を探しに行くよう、壁や床、棚などを工夫するなどの子どもの興味・関心を引く図書コーナーについての成功事例を収集し、情報提供します。
- 子どもが遊びの中で楽しみながら読書に親しむ機会を提供できるよう、公立図書館や読書ボランティアとの連携を促します。



幼稚園でのおはなし会



幼稚園の図書コーナー

22 画像や音声の情報を収録したデジタル媒体

23 令和6年度文部科学省委託事業として、障がいのある児童生徒・学生のための読書バリアフリー推進の取組を行っている学校関係者による組織

③KPI（重要業績評価指標）と到達目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	めざす成果
一斉読書を実施した 学校の割合	小学校 62.1% 中学校 94.6%	小学校 64.1% 中学校 96.6%	学校における組織的な読書活動の活性化
【目標値の設定理由】令和3年度から令和5年度までの実績の平均伸び率（小学生[マイナスであったため中学生と同じ]0.4ポイント、中学生0.4ポイント）を採用することで、小学生64.1%、中学生96.6%と設定しました。			
1回以上本を借りた 児童生徒の割合	34.2%	43.9%	
【目標値の設定理由】本プランから新たにKPIとして採用する項目であることから、特に注力して取り組むこととし、令和5年度実績の伸び率（前年比で0.9ポイント増加）の倍となる約2.0ポイント増加させ、43.9%と設定しました。			

- ・「朝の読書」など、一斉に読書する時間を、週に複数回、定期的実施した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）
- ・1年間に高等学校・特別支援学校の学校図書館で1回以上本を借りた児童生徒の割合（三重県学校図書館協議会調べ）

(4) 企業等における読書活動の推進

①求められる役割

地域の一員や社会貢献の一環として、会社施設の開放や従業員によるボランティア活動など、地域の次代を担う人材である子どもの読書活動を直接的あるいは間接的に支援する役割を果たすことが求められます。

多様な本の流通や販売を通して地域の読書活動を支える中心的な役割を担うとともに、読書の楽しさを提供・提案する役割を果たすことが求められます。

さらに、子どもの読書に関する情報を発信し、社会全体で子どもの読書活動を進めるうえで必要となる気運の醸成に大きな役割を果たすことが求められます。

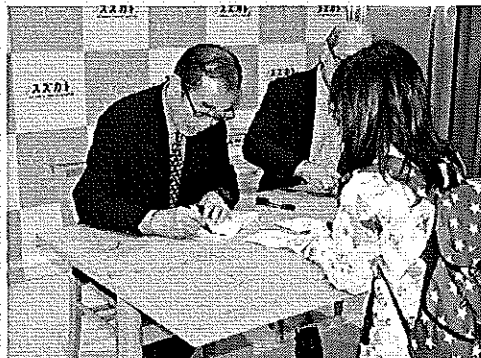
②企業等による読書活動を推進する取組

子どもの読書活動推進に関して、これまで連携・協働することが少なかった書店や出版社、地元企業等が持つ強みを生かし、これまでの活動や取組に拡がりを生み出すことで、子どもの読書活動をより一層応援します。

■書店や出版社における主な取組

○絵本や児童文学などの作家のサイン会やおはなし会を書店や商店街の空きスペースなどを利用して実施するなど、子どもが本に触れる機会を創出する取組について働きかけるとともに、SNSなどによる広報について支援します。

○学校等と連携して、児童生徒のおすすめを紹介するコーナーを設置し、実際に児童生徒が作成した本の魅力を伝えるポップなどを掲示することで、同世代が読みたい本を探すときのサポートとなる取組について働きかけます。



「さんねんないきもの事典」今泉先生のサイン会

■地元企業における主な取組

○企業からの寄付を活用して学校図書館に簡易なカフェコーナーを設置したり、企業が学校などに本を寄贈し、企業名を冠した文庫を学校図書館に配置したりすることで、児童生徒の来館を誘導する機会を創出する取組について働きかけます。

○企業の従業員に使い終えた絵本の寄付を募り、子ども食堂などに届けるブックドライブを実施するなど、子どもが本に親しむ機会づくりを促進します。

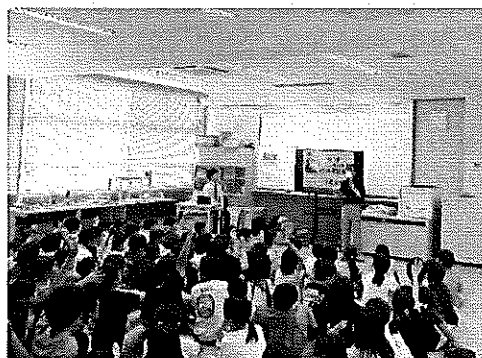


学校図書館カフェ

- 企業等のショールームなどに、県ゆかりの絵本作家の作品を配架することで、子どもが本に触れる機会を創出する取組を促進します。
- 若者に人気のあるカフェやレストランなどにおいて、本に関するイベントを開催することで、若い世代が本を通じて交流する機会を提供するよう働きかけます。
- 読書時間の確保が難しい就労世代の読書活動を推進するため、本よもうねっとMIEの会員企業と連携して、経営者おすすめの本の紹介や職場内に本棚を設置する職場内文庫などの取組について進めるよう働きかけます。

■大学における主な取組

- 学生のボランティア活動の一環として、地域の学校等と連携して園児、児童生徒へのおはなし会やビブリオバトルのデモンストレーションなどの実施を促進します。
- 大学図書館の一般利用について、より多くの人に知ってもらうため、周知・広報活動の支援や、利用拡大に向けたイベントの実施を促進します。
- 子どもの読書活動に関する調査や研究について、分析や助言といった形での連携について促進します。



大学生によるビブリオバトルのデモンストレーション

■病院における主な取組

- 小児科の外来待合や入院病棟などに、県ゆかりの絵本作家の作品を配架することで、子どもが本に触れる機会を創出する取組について働きかけます。

■マスメディアにおける主な取組

- 県内のさまざまな読書活動について、積極的にプレスリリースを行い、より多く報道してもらうことで気運の醸成を図ります。
- 書店と連携し、新聞の書評欄で紹介した本のコーナーや作家のサイン会を開催するなど、多くの人が書店を訪れることで本に触れる機会を創出する取組を促進します。

③ K P I（重要業績評価指標）と到達目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	めざす成果
「本よもうねっとMIE」の企業会員数	6会員	56会員	読書活動を推進する県内企業の拡大
【目標値の設定理由】本プランから新たにKPIとして採用する項目であることから、特に注力して取り組むこととし、年間10会員拡大させ、56会員と設定しました。			

・「本よもうねっとMIE」に加盟する企業等の会員数（三重県教育委員会調べ）

第6章 プランを総合的に推進するための体制整備

1 推進体制を整備する目的

障がいのある子どもや日本語指導を必要とする子ども、図書館が遠方にある子どもなど、一人ひとりにとって置かれている状況や背景が違うことから、あらゆる子どもが読書に親しめる環境をつくるため、公立図書館・学校図書館などのDX化や、家庭、地域、学校、企業など多様な主体が連携・協力し、子どもの読書活動を応援する体制を整備します。

2 本よもうねっとMIEの拡大

本よもうねっとMIEは、子どもをはじめとした全ての県民の読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、企業などが連携し、それぞれの活動を共有するとともに、互いの強みを生かし、できることを無理のない範囲で協働する緩やかなネットワークです。

ネットワークを拡げることで、いつも子どものそばに本があり、子どもが本を読む習慣や本を通じて物事を調べる習慣を身につけ、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を育むことができる環境づくりに向けた活動につなげていきます。



本よもうねっとMIEキックオフイベントの様子

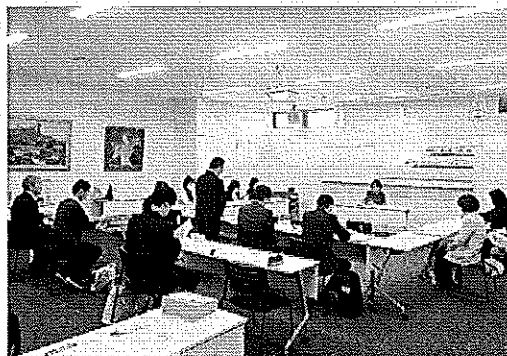


企業からの寄付を活用して高校生が製作した屋外用可動式本棚

3 三重県子ども読書活動推進会議による検証

このプランに基づき、子どもの読書活動の推進を円滑に実施し、県内における読書活動の一層の推進を図るため、学識経験者、PTA、学校教育関係者、読書ボランティアなどにより組織する三重県子ども読書活動推進会議と読書活動推進庁内会議を設置し、定期的開催します。

両会議が協力し、このプランの取組の進捗状況の把握と成果の検証を行いながら、DX化の促進など全県的な取組の方向性と、市町等教育委員会及び民間事業者などとの連携と協働の具体的な考えなどを示します。



三重県子ども読書活動推進会議

4 読書活動に関する人材の育成

学校等と読書ボランティアとの連携をコーディネートすることで、新たな活動の場を提供し、おはなし会などの実践を通じて読書のすばらしさを子どもと保護者に伝えるための技術のスキルアップを支援します。

司書や読書ボランティアのほか、読書に興味・関心のある方を対象に、多様な主体が実施する事例を共有する交流会を開催し、成功事例や先進事例からの学びによるスキルアップを支援します。

保護者などが子どもの読書の重要性や必要性について理解を深めることができるように、講演会などを開催します。

市町等教育委員会に対して、学校司書のスキルアップを目的とした研修の情報や学校司書による取組の好事例などについて周知・啓発することで、学校図書館の活性化を促進します。

5 市町の計画策定に向けた支援

子どもの読書活動を一層推進するためには、全ての市町において、その状況に応じた子ども読書活動推進計画を策定し、計画に基づいた取組の推進と、そのために必要な体制を整備することが重要です。

市町がこのプランをふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定あるいは改定を円滑に行うことができるよう、必要な資料や情報の提供を通じて支援します。

県内のあらゆる地域において多様な取組が活発に行われるよう、県と市町等教育委員会などの読書活動推進担当者が、情報の交換や共有を図ることができる機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進の意義や、このプランの趣旨の浸透を図る取組を進めます。

6 プランの進行管理

毎年度、取組の進捗状況をふまえ、KPI（重要業績評価指標）の達成状況の確認とその要因の分析を行い、三重県子ども読書活動推進会議などの関係会議に報告するとともに、会議などの意見に基づいて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を実施します。

「本よもうねっとプラン（仮称）」最終案新旧対照表（案）

No.	施策名等	中間案（旧）	最終案（新）	備考
1	はじめに （1頁）		<u>（前略）本よもうねっとプランは、「ストーリー性がある重厚な本」はもちろんのこと、新聞や雑誌、図鑑、写真集、マンガなど多様な出版物を、紙やデジタルなどさまざまな媒体で楽しむことのできる環境をみんなで作っていかうというものです。（後略）</u>	「はじめに」の項目を新たに追記
2	第1章 1子どもの読書活動の意義 （2頁）	子どもは、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分としての考えを持つことができるようになります。絵本の読み聞かせや児童書などの読書経験を積み重ねていく中で、たくさんの刺激を受け、感性を磨き、読み解く力を身につけ、判断力を伸ばし、表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。	子どもは、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分としての考えを持つことができるようになります。絵本の読み聞かせや児童書などの読書経験を積み重ねていく中で、たくさんの刺激を受け、 <u>創造力を育み、感性を磨き、読み解く力を身につけ、判断力を伸ばし、表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。</u>	記載内容の精査
3	第1章 4SDGsとの関連 （2頁）		<u>社会全体で子どもの読書活動を応援し、いつも本がそばにある読書環境を実現することで、SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に寄与します。</u>	第1章に「4SDGsとの関連」の項目を新たに追記

No.	施策名等	中間案（旧）	最終案（新）	備考
4	第2章 1(1)② 成果目標 の進捗状 況(3頁)	授業時間以外に読書をする児童生徒の割合(図1) R6年度 令和7年2月調査結果発表	授業時間以外に読書をする児童生徒の割合(図1) R6年度 <u>小学生61.1% 中学生59.0%</u>	記載内容の精査
		ここ数年、小学生は60%、中学生は50%を下回る結果となっており、目標を達成できていません。	<u>令和6年度は、小学生、中学生とも改善の方向に向かっています。特に中学生は目標値に到達しています。(令和5年度までは全数調査)</u>	記載内容の精査
5	第2章 2第四次 三重県子ども読書 活動推進 計画にお ける取組 の成果 (7頁)	そのような時期を乗り越え、授業時間以外に読書をする児童生徒の割合は、やや改善したほか、ボランティアと連携している学校の割合や県内公立図書館の児童書貸出冊数は増加傾向にあります。	そのような時期を乗り越え、授業時間以外に読書をする児童生徒の割合は <u>改善の方向に向かい、県内公立図書館の児童書貸出冊数は増加傾向にあります。読書ボランティアのリストをホームページに掲載したり、家読の啓発として読書ボランティアによるおはなし会を小学校で実施したりすることで、ボランティアと連携している学校の割合が増加しています。</u>	記載内容の精査
6	第2章 2第四次 三重県子ども読書 活動推進 計画にお ける取組 の成果 (7頁)	また、一斉読書を実施する学校の割合や学校司書を配置する小・中学校の割合、高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数は、コロナ禍前の水準まで回復させることができました。	<u>一斉読書の実施状況を含む読書活動に関するアンケートを実施し、その効果などをフィードバックすることで、コロナ禍前の水準まで回復させることができました。</u>	記載内容の精査

No.	施策名等	中間案 (旧)	最終案 (新)	備考
7	第2章 2 第四次 三重県子 ども読書 活動推進 計画にお ける取組 の成果 (7頁)	目標値に達することができたのは、中学校の学校司書の配置と小学校の学校図書館の資料を活用した授業実施の2項目にとどまりますが、他の項目も上昇傾向にあり、家庭・地域・学校等において、子どもが本に親しむ機会が増加しました。	目標値に達することができたのは、 <u>中学校の授業時間以外に読書をする生徒の割合と学校司書の配置(外部委託含む)、小学校の学校図書館の資料を活用した授業実施の3項目にとどまりますが、他の項目も上昇傾向にあり、家庭・地域・学校などにおいて、子どもが本に親しむ機会が増加しました。</u>	記載内容の精査
8	第2章 2 第四次 三重県子 ども読書 活動推進 計画にお ける取組 の成果 (7頁)		<u>※外部委託を除く常勤または非常勤の学校司書を配置する小・中学校の割合は、「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」(令和6年度公表)によると、「小学校・義務教育学校(前期)」では、32.2%(全国44位)、「中学校・義務教育学校(後期)・中等教育学校(前期)」では、31.1%(全国43位)という状況である。</u>	「2 第四次三重県子ども読書活動推進計画における取組の成果」の最下部に司書の配置状況を追記
9	第4章 2 めざす 姿(11頁)	子どもが、読書活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。	子どもが、読書活動を通じて <u>言葉</u> を学び、 <u>創造力を育むとともに</u> 、 <u>感性や情操を磨き</u> 、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。	記載内容の精査
10	第5章 1(2)小 学生の時 期におけ る主な取 組(13頁)	小学校における読書への意欲が高まるような工夫などの情報提供や、読書への興味関心を育むため、一斉読書などの時間づくりを促進します。	<u>読書への意欲が高まるようなさまざまな事例について、小学校への情報提供や、読書への興味関心を育むため、一斉読書などの時間づくりを促進します。</u>	記載内容の精査

No.	施策名等	中間案（旧）	最終案（新）	備考
11	第5章 2(1)② 家庭における読書活動を推進する取組(14頁)	図書館や読書ボランティアによるお話し会への誘引 定期的に読書の時間を設けるため図書館に向いたり、読みたい本を探しに書店に出かけたり、読書ボランティアによるお話し会に参加したりするなど、子どもと保護者が本に親しむ機会づくりにつながる広報活動を推進します。	図書館や読書ボランティアによるおはなし会への参加促進 子どもと保護者が本に親しむ機会を増やせるよう、定期的に読書の時間を設けるため図書館に向いたり、読みたい本を探しに書店に出かけたり、読書ボランティアによるおはなし会に参加したりすることの楽しさや面白さについて周知・啓発します。	記載内容の精査
12	第5章 2(1)③ K P I (重要業績評価指標)と到達目標 (15頁)	授業時間以外に読書をする子どもの割合 現状値（令和6年度） 令和7年2月調査結果発表 小学生 % 中学生 % 目標値（令和11年度） 小学生 61.4% 中学生 51.8%	授業時間以外に読書をする子どもの割合 現状値（令和6年度） 小学生 61.1% 中学生 59.0% 目標値（令和11年度） 小学生 65.0% 中学生 65.0% 【目標値の設定理由】三重県教育ビジョンの目標値（令和7～9年度）をふまえ、その伸び率（小学生0.7ポイント、中学生1.2ポイント）を採用することで小学生、中学生とも65.0%と設定しました。	記載内容の精査及びK P Iの「目標値の設定理由」を追記
13	第5章 2(2)① 求められる役割 (16頁)		なかでも、県立図書館には市町立図書館などを支援し、広域的な連携体制の中心的な役割が求められ、市町立図書館には住民の身近にあり、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、住民の学習を支援するという役割が求められます。	(2)地域における読書活動の推進の①求められる役割に公立図書館の役割を追記

No.	施策名等	中間案 (旧)	最終案 (新)	備考
14	第5章 2(2)② 地域における読書活動を推進する取組(16頁)		<u>多様な主体と連携して、書評合戦(ビブリオバトル)を開催することで、本の魅力を知ってもらい読書のきっかけづくりを促進します。</u>	(2)地域における読書活動の推進の②地域における読書活動を推進する取組の公立図書館における主な取組に書評合戦を追記
15	第5章 2(2)② 地域における読書活動を推進する取組(16頁)		<u>活字による読書が困難な子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、大活字本・LLブックのようなアクセシブルな書籍などの充実を促進します。</u>	(2)地域における読書活動の推進の②地域における読書活動を推進する取組の公立図書館における主な取組にアクセシブルな書籍などの充実を追記
16	第5章 2(2)② 地域における読書活動を推進する取組(17頁)	児童館の図書室が、気軽に活用でき、身近にある読書施設であることを地域の子どもに周知するため、SNSにより広報活動を支援します。	<u>児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の図書室が、気軽に活用でき、身近にある読書施設であることを県のSNSなどで情報発信することにより、地域の子どもや保護者に周知します。</u>	記載内容の精査
17	第5章 2(2)② 地域における読書活動を推進する取組(17頁)	子どもへの食事支援はもとより、居場所としての意義も大きいことから、企業からのブックドライブの相手先として、コーディネートし、読書に親しむ環境を整備することで、子どもが本に接する機会を確保するとともに、居場所としての機能を補完するよう促します。	<u>子どもへの食事支援はもとより、居場所としての意義も大きいことから、子どもが本に親しむ機会を確保するとともに、居場所としての機能を高めるよう、企業からのブックドライブの相手先としてコーディネートすることで、読書に親しむ環境の整備を促進します。</u>	記載内容の精査

No.	施策名等	中間案（旧）	最終案（新）	備考
18	第5章 2(2)③ K P I (重要業績評価指標)と到達目標 (18頁)	公立図書館の児童書貸出冊数	公立図書館の児童書貸出冊数 【目標値の設定理由】過去3年間で約558,000冊伸びていることを踏まえ、年間で186,000冊増加させ、4,455,000冊と設定しました。	K P Iの「目標値の設定理由」を追記
19	第5章 2(2)③ K P I (重要業績評価指標)と到達目標 (18頁)	ボランティアと連携した学校の割合	ボランティアと連携した学校の割合 【目標値の設定理由】令和3年度から令和5年度までの実績の平均伸び率(小学生2.6ポイント、中学生4.2ポイント)を採用することで、小学生100.0%、中学生66.9%と設定しました。	K P Iの「目標値の設定理由」を追記
20	第5章 2(3)① 求められる役割 (19頁)		特に司書教諭と学校司書は、互いに連携して学校図書館の利活用の計画を立案するとともに、他の教員への学校図書館を活用した授業の助言や支援が求められます。	(3)学校等における読書活動の推進の①求められる役割に司書教諭と学校司書の役割を追記
21	第5章 2(3)② 学校等における読書活動を推進する取組 (19頁)		子どもが読書に親しむきっかけづくりとして、学校図書館が主体となって、本の読み方や楽しみ方の講座や、読書に関するイベントの実施を促進します。	(3)学校等における読書活動の推進の②学校等における読書活動を推進する取組の小学校・中学校・高等学校における主な取組に学校図書館が主体となる取組を追記

No.	施策名等	中間案 (旧)	最終案 (新)	備考
22	第5章 2(3)③ K P I (重要業績評価指標)と到達目標 (21頁)	一斉読書を実施した学校の割合	一斉読書を実施した学校の割合 <u>【目標値の設定理由】令和3年度から令和5年度までの実績の平均伸び率(小学生[マイナスであったため中学生と同じ]0.4ポイント、中学生0.4ポイント)を採用することで、小学生64.1%、中学生96.6%と設定しました。</u>	K P Iの「目標値の設定理由」を追記
23	第5章 2(3)③ K P I (重要業績評価指標)と到達目標 (21頁)	1回以上本を借りた児童生徒の割合	1回以上本を借りた児童生徒の割合 <u>【目標値の設定理由】本プランから新たにK P Iとして採用する項目であることから、特に注力して取り組むこととし、令和5年度実績の伸び率(前年比で0.9ポイント増加)の倍となる約2.0ポイント増加させ、43.9%と設定しました。</u>	K P Iの「目標値の設定理由」を追記
24	第5章 2(4)③ K P I (重要業績評価指標)と到達目標 (23頁)	「本よもうねっとM I E」の企業会員数	「本よもうねっとM I E」の企業会員数 <u>【目標値の設定理由】本プランから新たにK P Iとして採用する項目であることから、特に注力して取り組むこととし、年間10会員拡大させ、56会員と設定しました。</u>	K P Iの「目標値の設定理由」を追記

報告2

本年度における人権教育推進の取組について

本年度における人権教育推進の取組について、別紙のとおり報告する。

令和7年2月20日提出

三重県教育委員会事務局
人権教育課長



本年度における人権教育推進の取組について

1 人権意識の向上に向けた校内研修

県内の教職員が土地購入に際して部落差別を行うという事案が発生したことを受け、すべての教職員が自らの人権意識を振り返る校内研修をすべての公立学校で実施しました。

【時期】 7月から9月

【内容】 研修動画の視聴及び研修用リーフレットを活用した校内研修

【成果】 (各校の実施報告をもとに)

- ・差別解消に向けた教職員の認識や学校教育の役割等を確かめ合う機会となった
- ・人権尊重の学校や職場づくりを積極的に進めようとする意欲を喚起できた
- ・人権の基礎基本や差別の構造について理解を深めることができた
- ・対話をすることで、人権意識を高め合う職場の雰囲気醸成することができた

【課題】

- ・部落問題について教職員間で認識に格差があることが明らかになった
- ・同僚と人権問題について経験や考えを語り合う機会を計画的につくる必要がある

【令和7年度の取組】

- ・すべての教職員を対象に部落問題の理解を深める校内研修を実施
- ・人権教育に関する校内研修の活性化を図るための資料（動画等）を作成

2 「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット

子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を実現する機会として、異校種の子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどを伝え合いました。今年度の研究校（小学校、中学校、県立学校、市町教育委員会が運営する人権サークル）から代表の児童生徒が参加し、司会進行を高校生が行いました。

【日時】 2024(R6)年12月25日(水) 13:30～16:10

【会場】 県総合文化センター生涯学習棟大研修室

【参加者】 発表児童生徒：24名（小学生6名、中学生8名、高校生、青年等10名）
来場参観者：39名 オンライン視聴者：55名

【概要】

- ・児童生徒が「学んだこと」「取り組んだこと」の報告と、それらを通して感じたこと・訴えたいことをプレゼンテーション形式で発表
- ・小グループに分かれて感想交流
- ・「差別をなくすために自分にできること」をテーマに意見交換し、「差別の解消に向けてこれから取り組みたいこと」「おとなに対する問題提起」等を発表

【今後の取組】

- ・県HPや広報等で当日の様子や成果を発信
- ・取組の成果を人権教育課の会議・研修にて学校・市町に共有
- ・今年度の成果と課題をふまえ、次年度に2回目のこどもサミットを実施予定

3 人権教育ガイドラインの発行

2024(R6)年3月に改定した「三重県人権教育基本方針」に基づき、教職員が人権教育を推進する際の指針となるよう、人権に関わる社会の現状や学校における人権教育の推進のための視点等を示した教職員向けの指導資料として作成しました。

(参考)

- 1973(S48) 同和教育基本方針策定
- 1999(H11) 同和教育基本方針改定、人権教育基本方針策定
- 2009(H21) 人権教育基本方針改定(一元化)
- 2010(H22) 人権教育ガイドライン発行
- 2017(H29) 人権教育基本方針改定
- 2018(H30) 人権教育ガイドライン発行
- 2024(R6) 人権教育基本方針改定
- 2025(R7) 人権教育ガイドライン発行(予定)

【作成の方法】

- ・公益社団法人三重県人権教育研究協議会に事業を委託
- ・教職員(12名)で構成する作成検討委員会を設置し、検討会議(4回)を実施
- ・大阪教育大学の森実名誉教授に監修を依頼し、専門的な見地から意見をいただくとともに、関係機関・関係団体等への意見聴取を実施

【全体構成】(A4版・約90ページ)

内 容	ページ数
〇はじめに	1 ページ
〇監修にあたって	4 ページ
1 同和教育の理念や成果をふまえた人権教育の充実に向けて	4 ページ
2 すべての人がもつ権利について学ぶ取組	4 ページ
3 個別的な人権問題に対する取組	32 ページ
4 人権教育を推進するうえで大切にしたいこと Q&A	32 ページ
〇付録(資料) 県差別解消条例、県人権教育基本方針等	12 ページ

【ポイント】

- ・三重県人権教育基本方針が示す16の人権問題について、その現状と推進の視点、学校における具体的な取組内容を記載
- ・「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の三側面のバランスの取れた人権教育を各学校で進める際の指針となるように内容を構成
- ・子どもの生活背景を知ることや仲間づくりの重要性等、人権教育の重要な柱となる事柄をQ&A形式で解説

【今後の取組】

- ・県内全公立学校に配付(小学校等8冊、中学校等5冊、県立学校5冊)
- ・市町等教育委員会及び三重大学附属学校等、関係機関に配付
- ・管理職・人権教育担当者・初任者等対象の研修会、人権教育課事業や校内研修会での指導助言等を通じて内容を紹介し、活用を促進

報告3

令和7年度三重県職員（航海士）採用選考試験の結果について

令和7年度三重県職員（航海士）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和7年2月20日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

(別紙)

令和7年度三重県職員(航海士)採用選考試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和7年1月12日(日)

試験内容 教養試験、作文試験、人物試験(面接)、適性検査

2 結果

職種 技術職員(航海士)

採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
1	1	1	1